

宮津市監査公表第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、住民監査請求に係る請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃
同 久 保 浩

請求人に対する監査結果の通知文

宮 監 第 33 号
令和 6 年 12 月 19 日

請求人 （省略） 様

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃
同 久 保 浩

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 6 年 12 月 10 日に提出された住民監査請求については、次のとおり決定したので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、以下のとおり却下します。

1 請求の概要

宮津市議会（省略）議員が行った虚偽の欠席届による「市民と議会の懇談会」の欠席及び虚偽の欠席届と認知しながら許可を与えた議長の行為が、法及び宮津市議会議員政治倫理条例に違反しているにもかかわらず、市長から議員報酬が支払われている。このことは、税により報酬を負担する市民への信頼を著しく損なうものであり、宮津市議会基本条例に定める「市民の厳粛な信託に応じる」行為とは言えず、（省略）議員と議長に議員報酬を受給する資格はないため、議員報酬の返還を求める。

2 判断に至った理由

住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項で定める公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結若しくは履行、債務・その他義務の負担、公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られており、いずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものでなければならない。そして、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為又は怠る事実を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する（平成 2 年 6 月 5 日最高裁判所判決）とされている。ま

た、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬとされている。

また、宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例には、次のとおり規定されている。

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第3条 議員がその職についたときは、その日から日割により議員報酬を支給する。

第4条 議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで日割により議員報酬を支給する。

2 議員が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。

第4条の2 前2条の規定にかかわらず、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けた場合には、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。（略）

2 （略）

3 議員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間（以下「不支給期間」という。）に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該議員報酬のうち既に支給したもの（以下「返納対象議員報酬」という。）があるときは、当該議員は、返納対象議員報酬を返納しなければならない。

(1) 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間

(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該刑事施設に収容された期間

(3) 議決により一定期間の出席停止の懲罰が科された場合 当該一定期間

4 （略）

これらを本件にあてはめると、請求人は議会運営上の手続き及び内容の違法性を主張しているものの、財務会計上の行為である議員報酬の支出自体について、違法性又は不当性を個別的・具体的に摘示しているとは言えない。また、請求人は違法な行為を行った議員及び議長に対して議員報酬が支払われ、市民に損害を与えたと主張しているものの、議員報酬の支給方法が条例の規定どおりに支出されている以上、当該財務会計上の行為が違法又は不当ではない上に、損害発生又はそのおそれがあるとは認められない。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。